

広島県告示第三百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成三十一年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
荒瀬外科	三次市三次町一五七七番地二	平成三一年一月一日
有限会社有豊薬局	安芸郡坂町坂西一丁目一六番三四号	平成三〇年七月一九日